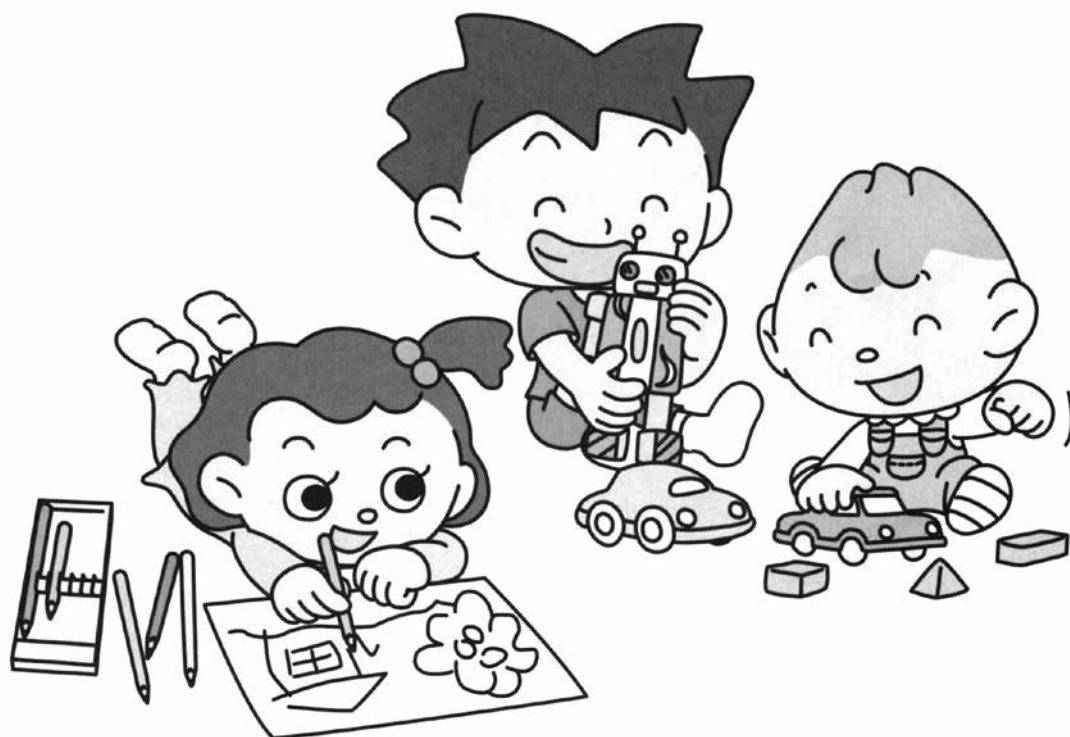


奥多摩の福祉サービス

母子・子育て編

～ 安心して子どもを生き育てられるまち、
“奥多摩”をめざして～

2023年度版



奥多摩町福祉保健課

こどもの成長のために

1. 母子保健

- ・妊娠がわかったら …… 2
- ・赤ちゃんが生まれたら …… 4
- ・乳幼児健康診査・相談会 …… 5

2. 手当助成について

- ・児童手当 …… 8
- ・児童育成手当（育成・障害） …… 9
- ・児童扶養手当 …… 10
- ・特別児童扶養手当 …… 11
- ・子ども・子育て支援推進事業 …… 12
- ・ひとり親家庭等の医療費助成 …… 15
- ・乳幼児の医療費助成 …… 16
- ・義務教育就学児の医療費助成 …… 16
- ・高校生等の医療費助成 …… 17
- ・養育医療 …… 18
- ・自立支援医療制度（育成医療） …… 18
- ・小児慢性疾患の医療費助成 …… 19
- ・大気汚染健康障害者医療費助成 …… 19

3. 保育について

- ・保育園 …… 20
- ・学童保育会 …… 27
- ・ファミリー・サポート・センター事業 …… 29
- ・病後児預かり事業 …… 31

4. 貸付・給付制度

- ・母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付 …… 33
- ・母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 …… 33
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 …… 34
- ・住宅支援資金貸付 …… 34
- ・生活福祉資金の貸付 …… 34
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業 …… 35
- ・育英資金の貸付 …… 35

5. 障害児福祉

- ・身体障害者手帳の交付 …… 36
- ・愛の手帳（療育手帳）の交付 …… 36
- ・障害者地域活動支援センター …… 37
- ・移動支援事業 …… 37
- ・障害児通所支援事業 …… 38

6. その他

- ・子ども家庭支援センター …… 39
- ・社会福祉協議会の福祉サービス …… 41
- ・JR 通勤定期乗車券の割引 …… 41
- ・都営交通の無料パス …… 42
- ・上下水道料金の免除 …… 43
- ・東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」… 43
- ・幼稚園補助金 …… 44
- ・教育補助 …… 45
- ・教育支援センター「せせらぎ学級」… 46
- ・移住・定住応援補助金等 …… 47
- ・生活保護 …… 48
- ・くらしの相談 …… 49
- ・相談事業 …… 50

7. 福祉関係施設一覧

- ・児童母子関係施設 …… 51
- ・民生委員・児童委員 …… 51
- ・相談の窓口 …… 52

8. 年間行事

- ・子ども関係年間予定表 …… 54

妊娠がわかったら

妊娠おめでとうございます。赤ちゃんがお腹の中で大きくなるにつれて、お母さんも心身ともに大きく変化し、実感がわいてくると思います。

必要な物を揃えたり体調を整えながら、新しい家族を迎える準備を始めましょう。

●母子健康手帳の交付

役場住民課総合窓口・古里出張所窓口で、妊娠届を提出することで交付されます。

ママと赤ちゃんの健康に関する情報が記録される大切な手帳なので、常に持ち歩き、なくさないようにしましょう。

届け出時に必要な物

本人が届け出る場合は個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）と本人確認できるもの（運転免許証、パスポートなど）

お渡しするもの（母子健康手帳のほか）

- ・妊婦健康診査受診券 14回分
- ・超音波検査受診券 1枚
- ・子宮頸がん検診受診券 1枚
- ・新生児聴覚検査 1枚

※都外の医療機関に係る場合は別に申請が必要です。

◆受付の窓口◆ 住民課総合窓口

子ども家庭支援センター

直通電話 83 - 2182

直通電話 85 - 2611

●里帰り出産等による妊婦健康診査費用助成

助産院や、里帰り出産等で都外の医療機関で健診を希望される方は、受診券の使用ができません。後日、申請することで、健診費用の一部をお支払いいたしますので、医療機関等で発行された領収書、明細書と未使用分の受診券を大切に保管し、お子さんが1才になる前日までに保健福祉センターへお越してください。

●訪問・電話相談

届出時の面談

妊娠届出をされたすべての妊婦さんを対象に、保健師が面談を実施しています。妊娠中の不安や疑問をお聞きし、子育て中も地域で安心して生活できるよう、妊娠期から一人ひとりに寄り添い、地域とつなぐサポートをしています。ぜひ、保健福祉センターへお越してください。転入された妊婦さんもお予約のうえ、お受けください。

マタニティークラス

赤ちゃんを迎える準備をするため、沐浴の実習や栄養相談などを行っています。オーダーメイドでプランをおつくりいたしますのでご相談ください。

●産後ケア事業

「出産後、自宅に帰っても家族などの手伝いが十分でない」「授乳がうまくいかない」「体調がよくない」など、サポートが必要なママと赤ちゃんが助産所でケアやアドバイスが受けられ、休息をとることができる事業です。

利用できる方	町に住民票がある生後1年未満の赤ちゃん和妈妈のうち ① 家族等から十分な支援が受けられない方 ② 体調不良や授乳・育児について不安がある方
利用方法	来所もしくは電話で申請をお願いします。1週間ほどで決定通知書を送付しますので、ご自身で利用施設や助産師さんに予約してください。
利用日数	宿泊・日帰り・訪問型合わせ7日まで ※1泊は2日と数えます。
実施施設	<p>宿泊・日帰り型：森田助産院 住所：福生市志茂 83 電話：042-551-0323 午前9時～午後4時（土曜日は正午まで） 日祝祭日休・年末年始休業</p> <p>訪問型：えのきど母乳育児相談室 住所：立川市 電話：090-2620-6816 (9:00～9:20) もしくは専用フォームにてお問い合わせください。</p>  
利用料金	<p>宿泊型 1泊 6000円 連泊の場合、2泊目から 3000円 ※双子以上の場合1人1泊につき1600円加算します</p> <p>日帰り型 1日 2500円 ※双子以上の場合1人1日につき1500円加算します</p> <p>訪問型 1回(90分) 1500円 ※双子以上の場合1人1回につき800円加算します</p>
キャンセル料	利用期間の初日11日前までに各施設へ連絡がなかった場合、宿泊・通所型は1000円 訪問型は500円ご負担いただきます

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83-2777

赤ちゃんが生まれたら

● 出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生届を母子健康手帳と一緒に役場住民課総合窓口まで提出してください。（生まれた日を含めて14日以内に）

◆ 受付の窓口 ◆ 住民課総合窓口

直通電話 83 - 2182

● 出生通知票

母子健康手帳交付の時にお渡しした、出生通知票を保健福祉センターへ提出してください。

● 1か月児健診

出産した病院等で行います。健診費用の助成があります。

● 赤ちゃん訪問

すべての赤ちゃんに対して生後4か月までに保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や保護者の育児の相談に応じます。また、子育て支援情報をお伝えしたり、予防接種の予診票やガイドブックもお渡ししています。

● 子育て相談

子育てをしていると、疑問や気になることが出てくる場合があります。保健福祉センターでは随時保健師、管理栄養士による相談を行っております。「何科にかかったらよいかわからない」「これって病気?」「離乳食これでいいの?」などについても、お気軽にご相談ください。体重測定もしています。

◆ 受付の窓口 ◆ 保健福祉センター 母子保健担当

直通電話 83 - 2777

乳幼児健康診査・相談会

お子さんの健やかな成長・発達の確認をし、日頃感じている心配事を一緒に考えていく場です。対象となる方にはおよそ1か月前に通知を郵送します。できるだけご案内する日時に受診してください。都合で来られない方は母子保健担当までご連絡ください。

● 3 か月児・4 か月児健診及び産婦健診

月 日	対 象 者	場 所	時 間	内容・持ち物
2023年4月14日(金)	2022年11・12月生	保健福祉センター	(受付) 午後1:00) 午後1:10 (健診終了予定) 午後3:00	(内容) 身体計測 内科診察 栄養相談 育児相談 (持ち物) 母子健康手帳 アンケート バスタオル
6月9日(金)	2023年1・2月生			
8月18日(金)	2023年3・4月生			
10月13日(金)	2023年5・6月生			
12月8日(金)	2023年7・8月生			
2024年2月9日(金)	2023年9・10月生			

● 離乳食相談会

年3回、管理栄養士による相談会を行います。離乳準備期から完了期のお子さんとお保護者の方が対象です。ご希望の方は開催日の1週間前までにお電話でお申し込みください。

月 日	場 所	時 間	内容
2023年4月14日(金)	保健福祉センター	午後2:00) 午後3:00	・離乳食づくりのデモンストレーション ・個別相談
8月18日(金)			
12月8日(金)			

● 6 か月児・9 か月児健診

3～4か月児健診の際に受診票及び受診医療機関一覧をお渡しします。健診の月齢になりましたら各自医療機関にてお受けください。

※6～7か月児健診は、満8か月になる前日まで。9～10か月児健診は、満11か月になる前日まで受けられます。

● **1歳6か月児・3歳児健診**（対象となる方には、およそ1か月前に通知します）

月 日	対象者(1歳6か月児健診)	健 診 場 所	時 間	内容・持ち物
	対象者(3歳児健診)			
2023年4月26日(水)	2021年8・9月 生	保 健 福 祉 セ ン タ ー	(受付) 1歳6か月児の方 午後1:00 ┆ 午後1:10 3歳児の方 午後1:10 ┆ 午後1:20 (健診終了予定) 午後3:30	(内容) 身体測定 内科・歯科診察 育児相談 栄養相談 心理相談 (持ち物) 母子健康手帳 アンケート 3歳児の方のみ、 さらに目と耳の アンケート 尿 歯ブラシ 1本 (フッ素塗布に 来ない方のみ)
	2020年2・3月 生			
6月28日(水)	2021年10・11月 生			
	2020年4・5月 生			
8月23日(水)	2021年12月・2022年1月 生			
	2020年6・7月 生			
10月25日(水)	2022年2・3月 生			
	2020年8・9月 生			
12月20日(水)	2022年4・5月 生			
	2020年10・11月 生			
2024年2月28日(水)	2022年6・7月 生			
	2020年12月・2021年1月 生			

● **すくすく健康診査(5歳児健康診査)、すくすく健康診査事後相談**

就学までおよそあと1年を迎えたお子さんを対象に行います。

お子さんの成長、発達で何か心配事のある方、特に心配のない方もご利用ください。

対象：年中児のお子さん

日程：対象となる方には、およそ1か月前に通知します。

場所：保健福祉センター

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83-2777

歯の健康

食べ物を美味しく食べるには歯の健康が大切です。普段からむし歯にしないよう努めましょう。

●1・2・4・5歳児歯科健診

月 日	対 象 者	場 所	時 間	内容・持ち物
2023年4月12日(水)	2018・2019・2021・2022年3月生	保 健 福 祉 セ ン タ ー	(受付) 午後1:00) 午後1:20 (健診終了予定) 午後3:00	(内容)
5月10日(水)	〃 4月生			歯科健診
6月14日(水)	〃 5月生			ブラッシング指導
7月12日(水)	〃 6月生			希望の方にフッ素塗布
8月 9日(水)	〃 7月生			栄養相談
9月13日(水)	〃 8月生			育児相談
10月11日(水)	〃 9月生			(持ち物)
11月 8日(水)	〃 10月生			母子健康手帳
12月13日(水)	〃 11月生			アンケート
2024年1月10日(水)	〃 12月生			歯ブラシ 2本
2月14日(水)	2019・2020・2022・2023年1月生			タオル・コップ
3月13日(水)	〃 2月生			歯科お約束表 (お持ちの方のみ)

●乳幼児歯科相談 (1・2・4・5歳児歯科健診と同時開催・受付時間は午後1:00～午後1:40)

小学校に入学されるまでの乳幼児を対象に仕上げ磨きとブラッシング、希望者にフッ素塗布・栄養と育児相談をおこないます。予約制ですので、お約束表以外の日程でご希望の方は連絡ください。

●町内保育園でのフッ素洗口

年中・年長児クラスにて週1回フッ素うがいをおこなっている保育園があります。希望される方には同意書が園から配布されます。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83 - 2777

予防接種

接種した本人が病気にかからないようにすること、また社会に病気がまん延するのを防ぐ目的のため、予防接種をおこなっています。接種時期になるおよそ1か月前に、個別通知を郵送します。冊子「予防接種とこどもの健康」をよくお読みになり、町内の医療機関で予約のうえ、受けてください。

2 手当助成について ●●●

児童手当 一 国

●対象者

中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人。
父母ともに所得がある場合、生計を維持する程度の高い方が対象者となります。

●手当額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	備考
0～3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	※第3子以降とは、「高校修了前（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降の児童」のことをいいます。
中学生	10,000円	
特例給付区分 (0歳～中学校修了前)	5,000円	※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方が対象です。

※2022年6月分の児童手当より、所得上限限度額以上の方は児童手当が廃止となりました。

※「所得制限限度額」、「所得上限限度額」は児童手当受給者の扶養人数によって額が異なります。

参考:扶養人数が3人(児童2人+配偶者)の場合、所得制限限度額は736万円、所得上限限度額は972万円です。

●支払時期

原則として毎年6月・10月・2月

所定の金融機関に前4か月分をまとめて振り込みます。

●支給条件

- ・原則として、申請のあった月の翌月分から支給します。お子さんが生まれた日や奥多摩町に転入された日等の事由が発生した日の翌日から数えて、いずれも15日以内に請求してください。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

15日特例 事由が発生した日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても15日以内であれば申請月分から支給されます。

- ・原則として、**児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。**(留学のため海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。)
- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給**します。その場合は、その事実を証明する書類が必要です。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その**未成年後見人に支給**します。
- ・児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、**その施設の設置者や里親の方に支給**します。
- ・公務員**国家公務員及び地方公務員は勤務先で支給**されます。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

児童育成手当（育成・障害） — 都

●対象者（育成手当）

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人

- (1) 父または母が死亡した児童
- (2) 父または母が生死不明である児童
- (3) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (4) 婚姻によらないで生まれた児童
- (5) 父母が離婚した児童
- (6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- (8) 父または母がDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童

●対象者（障害手当）

次のいずれかに該当する、20歳未満の児童を養育している人

※養育している人が2名以上いる場合は生計を主に維持する人（原則、所得が高い方）

- (1) 身体障害で「身体障害者手帳」1・2級程度
- (2) 知的障害で「愛の手帳」1～3度程度
- (3) 脳性マヒ、進行性筋萎縮症

●手 当 額（児童一人当たり月額）

育成手当：13,500円 障害手当：15,500円

●支払時期

原則として毎年6月・10月・2月

申請のあった月の翌月分から、所定の金融機関に前4か月分をまとめて振り込みます。

●支給対象外

児童が児童福祉施設等に入所しているとき。児童が父（母）および父（母）の配偶者（事実上の配偶者も含む※。）と生計を同じくしているとき。請求者の前年の所得が一定の限度額以上のとき。

※法律上の婚姻関係になくとも住民票上同一住所、また住民票と同一住所でなくとも実際に同居しているかそれに準ずる定期的な訪問等があるとき。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

児童扶養手当 一 国

●対象者

母子・父子家庭およびそれに類する世帯で、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害児は20歳未満の）児童を養育している父、母または養育者

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- (4) 父または母が生死不明である児童
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (7) 婚姻によらないで生まれた児童
- (8) 父または母がDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童

●手当額

受給者等の所得に応じて支給します。手当額は44,140円～10,410円。

なお、児童が2人以上いる場合には2人目の児童に月額10,420円～5,210円、3人目以降の児童1人につき月額6,250円～3,130円が加算されます。

●支払時期

原則として毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月

申請のあった月の翌月分から、所定の金融機関に前2か月分をまとめて振り込みます。

●支給対象外

児童が児童福祉施設等施設に入所しているとき。児童が里親に委託されているとき。児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき。児童が父及び母の配偶者（事実上の配偶者を含む※。）に養育されているとき。請求者またはその扶養義務者等の前年の所得が一定の限度額以上のとき。

※法律上の婚姻関係になくとも住民票上同一住所、また住民票と同一住所でなくても実際に同居しているかそれに準ずる定期的な訪問等があるとき。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

●優遇制度

児童扶養手当を受給されている方には、JR通勤定期乗車券の割引・都営交通の無料パスの発行・上下水道料金の免除等の優遇制度があります。詳しくは、41～43ページをお読みください。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

特別児童扶養手当 ― 国

●対象者

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を養育している父母または養育者

- (1) 身体障害者手帳1～3級程度 その他の内部障害
- (2) 愛の手帳1～3度程度
- (3) その他の障害

●手当額

特別児童扶養手当等級 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円

●支払時期

原則として毎年4月、8月、12月(12月期については、11月に支払います。)

申請のあった月の翌月分から、所定の金融機関に前4か月分をまとめて振り込みます。

●支給対象外

児童が児童福祉施設等に入所しているとき。児童が日本国内に住所がないとき。父母・養育者が日本国内に住所がないとき。障害を支給理由とする公的年金を受けているとき。請求者または扶養義務者等の前年の所得が一定の限度額以上のとき。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

●優遇制度

特別児童扶養手当を受給されている方には、上下水道料金の免除の優遇制度があります。詳しくは、43ページをお読みください。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

子ども・子育て支援推進事業 ― 町

町では、安全に安心して子育てができるよう以下の助成を行っています。助成を受けるには、毎年度申請が必要です。（申請（認定）された日・月からが助成の対象となります。）

●条 件

次に該当する者は、申請しても助成は受けられません。

- 1 住民税等未申告である者
- 2 住民税等を滞納している者
- 3 利用者負担額（保育料）を滞納している者
- 4 学童保育会育成料等を滞納している者
- 5 各種使用料等を滞納している者
- 6 学校給食費を滞納している者
- 7 その他、町長が適当でないと判断した者

●この助成制度の言葉の定義

- 1 この助成事業の対象者は、町内に住所を有する方です。ただし、転出等した場合は転出等の前月までを助成事業等の対象とします。
- 2 ここでいう「子ども」とは、町内に住所を有する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいいます。
- 3 ここでいう「ひとり親家庭」とは、児童扶養手当受給者（児童扶養手当証書を有する者）をいいます。
- 4 ここでいう「多子家庭」とは、子どもが 3 人以上いる世帯をいいます。
- 5 この助成事業等の対象者とは、原則、他の助成制度等（公共・民間等）を受けていない者をいいます。

●手続きに必要なもの

・申請者の銀行等の口座番号

* それぞれの助成事業により、添付する書類が異なりますのでお問い合わせください。

●事業の期間

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日

【産後健康診査等充実事業】

1 人 1 回 10,000 円を限度として産後健康診査費（乳幼児 1 か月児健診の費用を含む）等を助成します。

【インフルエンザ予防接種費用一部助成事業】

接種時に生後 6 か月以上 19 歳未満（高校 3 年生）までの子どもを対象に「インフルエンザ予防接種」の費用の一部を助成します。ただし、申請による認定後の接種が原則です。

* 町内医療機関で受けた予防接種費を1人1回2,000円を限度として助成します。

【ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業】

ファミリー・サポート・センター利用会員・両方会員若しくは病後児預かりユーザー会員の方を対象に、子ども1人につき、7,000円を限度として助成します。

【保育園保育料助成事業】

町内保育園に通園しているお子さんの保育料を全額助成します。

【学童保育会育成料助成事業】

ひとり親家庭と多子家庭の学童保育会育成料を全額助成します。

【ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業】

ひとり親家庭と多子家庭のごみ袋購入費を支援します。

* 500円×12か月／世帯

【多子家庭水道料金一部支援事業】

多子家庭の水道料金を一部助成します。ただし、児童扶養手当受給者を除きます。

* 1,000円×12か月／世帯

【高校生等通学定期代助成事業】

高校生等の通学定期代（電車・バス等）を助成します。

電車等については6か月定期代（学校までもっとも低額な経路）を算定基準の上限として助成します。バスについては町内を運行しているバスの6か月定期代（自宅から最寄り駅までの最も低額な経路）を算定基準の上限として助成します。

* 電車・バスともに年2回、いずれも全額助成します。

【高校生等通学支援事業】

高校等の通学時に、タクシーを利用した際の料金の一部または自家用車等を利用した際のガソリン代の一部をガソリン券（町内限定）として、いずれかを助成します。

* タクシーは年間5,000円を上限に助成します。

* ガソリン券は5,000円分を年1回配布します。

【学校給食費助成事業】

町立小・中学校に通学し、学校給食を食している児童・生徒の保護者で、他の制度等により給食費の援助を受けていない方に助成します。

* 「奥多摩町学校給食センター設置条例施行規則（昭和50年教委規財第1号）に規定する給食費の全額」を助成します。

【入園・入学・進学・高校卒業等支援事業】

保育園等入園者、小・中学校入学者、高等学校等進学者、高等学校等卒業者の保護者に入園・入学・進学にかかる費用の一部を支援します。

- * 保育園等入園者 10,000 円 小学校入学者 20,000 円
- 中学校入学者 40,000 円 高等学校等進学者 50,000 円
- 高等学校等卒業者 50,000 円

【不妊検査・不妊治療助成事業】

不妊検査や不妊症の治療にかかる経費の一部を助成します。

(他の制度等により助成を受けている場合は、それを控除した金額を助成します。)

- * 不妊検査 夫婦で年間 50,000 円を限度として助成します。
- * 不妊治療 夫婦で年間 150,000 円を限度として助成します。

【不育治療助成事業】

不育症の治療にかかる経費の一部を助成します。

(他の制度等により助成を受けている場合は、それを控除した金額を助成します。)

- * 年 1 回 150,000 円を限度として助成します。

【高校生等医療費助成事業】(4 月診療分～9 月診療分)

高校生等の医療費のうち、保険診療の自己負担分を全額助成します。

- * 請求書に保険診療内容のわかる領収書を添付し、指定の期日までにご請求ください。
- * 2023 年 10 月診療分から高校生等の医療費助成(マル青医療証)へ移行します。
詳しくは 17 ページをお読みください。

【中学生制服等支援事業】

町立中学校に入学(転入の場合も含む)する生徒の保護者を対象に支援します。

- * 毎年度、町教育委員会が提示する制服等の金額を助成します。

【産後ケア支援事業】

産後ケア事業を利用した自己負担金と交通費を助成します。

- * 請求書に領収書を添付し、指定の期日までにご請求ください。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

ひとり親家庭等の医療費助成（マル親医療証） — 都・町

18歳に達した日の属する年度の末日以前（障害がある場合は20歳未満）までの児童を養育しているひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、医療費の一部負担金を助成する制度です。

●対象者

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童
- (9) (8)に該当するかどうか明らかでない児童
- (10) ひとり親家庭等の父または母
- (11) 両親がいない児童を療育している養育者

●支給対象外

ひとり親家庭等の父または母および養育者とその世帯の同居している方々の前々年の所得が一定の限度額以上であるとき。生活保護法による保護を受けている方。施設に入所している方。児童福祉法に規定する里親に委託されている方。心身障害者の医療費の助成を受給している方。

●助成内容

国民健康保険や社会保険などの各種医療保険で診療を受けた時の医療保険の対象となる医療費、薬剤費等の自己負担分から一部負担金を差し引いた額（住民税非課税世帯は、自己負担分全額）を助成します。（入院時の食事負担分と保険外診療分を除く。）

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

乳幼児の医療費助成（マル乳医療証） — 都・町

小学校入学前の児童が対象です。（児童が町内に住所があり、医療保険に加入していること。）

●助成内容

国民健康保険や社会保険など各種医療保険で診療を受けた時の医療保険の対象となる医療費、薬剤費等の自己負担分を全額助成します。（入院時の食事負担分と保険外診療分を除く。）

●支給対象外

児童が次のいずれかに該当する時は対象となりません。

生活保護法による保護を受けているとき。児童福祉施設等に入所しているとき。児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

義務教育就学児の医療費助成（マル子医療証） — 都・町

小・中学生の児童が対象です。（児童が町内に住所があり、医療保険に加入していること。）

●助成内容

国民健康保険や社会保険など各種医療保険で診療を受けた時の医療保険の対象となる医療費、薬剤費等の自己負担分を全額助成します。（入院時の食事負担分と保険外診療分を除く。）

●支給対象外

児童が次のいずれかに該当する時は対象となりません。

心身障害者医療費助成制度の医療証（マル障）を持っているとき。生活保護を受けているとき。児童福祉施設等に入所しているとき。児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

高校生等の医療費助成（マル青医療証） — 都・町

高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日）にある方が対象です。高校在学中か否かは問いません。（高校生等が町内に住所があり、医療保険に加入していること。）

●助成内容

国民健康保険や社会保険など各種医療保険で診療を受けた時の医療保険の対象となる医療費、薬剤費等の自己負担分を全額助成します。（入院時の食事負担分と保険外診療分を除く。）

●支給対象外

高校生等が次のいずれかに該当する時は対象となりません。

心身障害者医療費助成制度の医療証（マル障）を持っているとき。生活保護法による保護を受けているとき。児童福祉施設等に入所しているとき。児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。

●手続きに必要なもの

窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

●助成方法

2023年4月～9月分の医療費と、2023年10月1日以降の医療費の助成方法が異なります。（以下の表を参照してください。）

対象期間	対象事業名	助成方法	備考
2023年4月～9月分	「子ども・子育て支援推進事業」（町事業）	受診時に医療機関の窓口で医療費をお支払いし、領収書を受領してください。請求時期10月上旬頃に4月～9月分の領収書を添付の上、まとめて請求してください。後日指定の口座へ振込みます。	あらかじめ「子ども・子育て支援推進事業」の認定を受けください。
2023年10月1日以降分	「高校生等医療費助成事業」（都事業・町事業）	9月下旬頃、「マル青」医療証を対象者へ送付します。医療機関受診時に健康保険証と一緒に「マル青」医療証をご提示ください。	

養育医療 — 国・都・町

●内 容

出生後、速やかに適切な処置を受ける必要のある未熟児に対して、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

●条 件

町内在住の新生児で、出生体重が 2,000 g 以下または 2,000 g 以上でも生活力が特に弱く、定められた症状等を示す方が対象です。

※ すでに受けられた治療は原則として対象外です。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

母子保健法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 母子保健担当 直通電話 83 - 2777

自立支援医療制度（育成医療） — 国・都・町

●内 容

身体に障害があるか、放置すると将来障害を残すおそれのある児童が、生活能力を得るために必要な医療を受ける場合、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

●条 件

保護者等が町内に住所を有する 18 歳未満の児童で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能の障害、および心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・その他の先天性内臓障害、免疫機能障害のための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される方が対象です。

※ すでに受けられた治療は原則として対象外です。

保護者等の所得によって支給対象とならない場合があります。

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

障害者総合支援法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 障害福祉担当 直通電話 83 - 2777

小児慢性疾患の医療費助成 ― 都

●内 容

下記の対象者の方が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

●条 件

町内在住の原則 18 歳未満の児童で、下記の対象疾患があり、認定基準に該当する病状の方が対象です。

〈対象疾患〉

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患など

保護者等の所得に応じた自己負担額があります。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

大気汚染健康障害者医療費助成 ― 都

●内 容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した月額医療費の自己負担限度額を超える部分を助成します。

●条 件

都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上在住の18歳未満の児童で、健康保険に加入している方のうち、下記の対象疾患にかかっている方が対象です。

〈対象疾患〉

慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ、およびこれらの続発症

※ 風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等は含まれません。

●手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 大気汚染医療助成担当 直通電話 83 - 2777

3 保育について ●●●

保育園

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援を総合的に進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から全国的にスタートしました。

この制度により、保護者が就労などの理由で、小学校就学前のお子さんを家庭で保育できない場合に利用できる保育所等への入所申し込みを受け付けいたします。

初めて保育所等を利用するには、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があり、認定されると教育・保育給付認定証が交付されます。

この教育・保育の必要性の認定については、「事由」、「保育の必要量」による認定基準に基づき、設定されています。

1. 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる保育所等
1号認定（教育標準時間認定）	教育を希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども	幼稚園（新制度に移行する園）、認定こども園（幼稚園教育を受ける場合）
2号認定（保育認定）	保護者が就労や病気等により、保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前の子ども	保育園、認定こども園
3号認定（保育認定）	保護者が就労や病気等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園、認定こども園、地域型保育（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅型保育）

令和元年 10 月 1 日から全国的に幼児教育・保育無償化がスタートし、0 歳～2 歳の非課税世帯の子ども及び、3 歳～5 歳の子どもの保育料が実質的に無料となりました。

また、この制度改革に伴い、上記条件を満たし教育・保育給付認定を受けたにもかかわらず待機になってしまった児童等は、施設等利用給付認定の対象となり、ファミリーサポート・センター等の利用料が上限付きで無償となります。

教育・保育給付認定の有効期間は、1、2号認定の場合小学校就学前まで、3号認定の場合は満3歳の誕生日前々日までとなります。

*なお、町内には氷川保育園、古里保育園の2園があります。他市区町村の保育所等を利用したい場合も奥多摩町で教育・保育給付認定を受けてください。

2. 保育の必要性の事由

1. 就労している場合
2. 妊娠・出産の場合（出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間）

3. 疾病・障害の場合（治療に1月以上で治療が必要でなくなった月の月末まで）
4. 介護・看護をしている場合（介護・看護の事由が消滅した月の末日まで）
5. 災害復旧にあたっている場合
6. 求職活動中の場合（入園した月から3か月間）
7. 就学している場合（卒業又は修了予定日の属する月の末日まで）
8. 児童虐待や配偶者暴力のおそれがある場合
9. 育児休業の場合（育児休業開始日から育児休業対象児が満1歳に達する日の属する翌年度の4月末日、又は入園した月から育児休業対象児が満1歳6か月に達する日の属する月の末日のどちらか長い期間）
10. その他、保育が必要と特別に認められた場合

3. 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保護者の就労状況等に応じて、「標準時間」と「短時間」に区分されます。

なお、「標準時間」と「短時間」では利用できる時間が異なります。

区 分	保育の必要量（保育利用時間）	保護者の状況
標準時間	1日11時間までの利用として、1月当たり平均275時間までとする。	☆就労・介護・看護・就学（週5日以上1日6時間以上） ☆妊娠・出産 ☆疾病・障害 ☆児童虐待・配偶者暴力
短時間	1日8時間までの利用として、1月当たり平均200時間までとする。	☆就労・介護・看護・就学（週3日以上1日4時間以上） ☆求職活動中 ☆育児休業

4. 申し込みから入園までの流れ

保育園、認定こども園（2号、3号認定）、地域型保育の入園を希望される方は、奥多摩町福祉保健課子育て推進係へお申し込みください。幼稚園、認定こども園（1号認定）の入園を希望される方は、奥多摩町教育課学務係へお申し込みください。

なお、奥多摩町内での施設は、氷川保育園、古里保育園になります。

他市区町村の保育所等を利用したい場合も奥多摩町へお申し込みください。

●申し込み手続きについて

提出書類

- ・教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ・保育を必要とする理由を証明する必要書類（父母ともに必要となります）

就労	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙・出産予定日が確認できるページの写）
疾病・障害	①診断書または身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等（写） ②病気等状況報告書 ※①・②両方必要となります。
介護・看護	①診断書または身体障害者手帳、愛の手帳等（写） ②介護・看護状況報告書 ※①・②両方必要となります。
災害復旧	※あらかじめ保育担当へご相談ください。
就学	学校法人の学校、専門学校等の在学証明書または学生証（写）・授業カリキュラムなど
児童虐待・配偶者暴力	※あらかじめ保育担当へご相談ください。
育児休業	就労証明書（育児休業欄に必要事項を記入）
その他	※あらかじめ保育担当へご相談ください。

●下記は、該当する場合のみ必要となる書類です。

- ・ 離婚調停中で別居している場合は、離婚調停等をしていることがわかる書類（調停受付票や呼出状等）
- ・ 申込児童に障害がある場合は、身体障害者手帳、愛の手帳等の写し、診断書（原本）など

●5月以降の入園申し込み

町内の保育所を希望される場合は、入園希望月の前月の15日まで（土日、祝日の場合は、前日または前々日の開庁日）となります。

町外の保育所等を希望される場合は、市町村によって異なりますのでお問い合わせください。1か月以上前に締切りになる場合が多くみられます。（育児休暇等の関係で、入所希望日がわかっている場合は、早めに申込みください。）

月の途中からの入所は、できません。各月ともに1日からの入所となります。

ただし、事情がある場合は、保育所との話し合いにより月の途中から通うこともできます。その場合でも保育料は、その当該月分からいただきます。日割り計算による保育料の算定はしません。

●保育施設の利用調整について

教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の内容を、保育の必要性に応じた「利用基準票」の基準点数に置き換えます。この基準点数の高い方から入所を決定します。

また、同一点数の場合は、順位で比較し決定します。

入所承諾となった方へ

- ・ 育児休業取得中で入所した場合

職場復帰することを条件に入所承諾としますので、復帰しましたら産前産後休暇・育児休業復帰報告書と教育・保育給付認定変更申請書を提出することにより、引き続き在園が可能となります。

- ・ 求職活動中で入所した場合

求職活動中で入所した場合は、入所後3か月以内に就労を開始し、就労証明書と支給認定変更申請書を提出することにより、引き続き在園が可能となります。

●利用者負担額（保育料）

- ① 児童のクラス年齢

- ② 世帯の町民税所得割課税額

4～8月の保育料は、令和4年度町民税所得割課税額

9～3月の保育料は、令和5年度町民税所得割課税額

1号認定を受けた場合の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） （各階層の上段が第1子、 下段が第2子にかかる額）
階層区分	定義		
A 階層	生活保護世帯等		0
			0
B 階層	1	A 階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯（当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯を含む。）	ひとり親世帯等
			0
	2	ひとり親世帯等以外の世帯	0
			0

C 階層	1	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	0
					0
	ひとり親世帯等以外の世帯			0	
				0	
	2		77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	0	
				0	
	3			211,200 円以上の世帯	0
					0

2・3号認定を受けた場合の利用者負担額

(単位：円)

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額) (各階層の上段が第1子、下段が第2子にかかる額)					
			3歳以上児		3歳未満児			
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A 階層	生活保護世帯等		0	0	0	0		
B 階層	1	A 階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0		
	2		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0		
C 階層	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯		48,600 円未満	0	0	10,000	9,800	
D 階層			1	48,600 円以上 60,700 円未満	0	0	5,000	4,900
			2	60,700 円以上 72,800 円未満	0	0	12,000	11,700
			3	72,800 円以上 84,900 円未満	0	0	6,000	5,850
			4	84,900 円以上 97,000 円未満	0	0	14,000	13,700
			5	97,000 円以上 115,000 円未満	0	0	7,000	6,850
			6	115,000 円以上 133,000 円未満	0	0	16,000	15,700
			7	133,000 円以上 151,000 円未満	0	0	8,000	7,850
	8	151,000 円以上 169,000 円未満	0	0	18,000	17,600		

9	169,000 円以上	0	0	29,000	28,500
	202,000 円未満	0	0	14,500	14,250
10	202,000 円以上	0	0	32,000	31,400
	235,000 円未満	0	0	16,000	15,700
11	235,000 円以上	0	0	35,000	34,400
	268,000 円未満	0	0	17,500	17,200
12	268,000 円以上	0	0	39,000	38,300
	301,000 円未満	0	0	19,500	19,150
13	301,000 円以上	0	0	43,000	42,200
	349,000 円未満	0	0	21,500	21,100
14	349,000 円以上	0	0	48,000	47,100
	397,000 円未満	0	0	24,000	23,550
15	397,000 円以上	0	0	58,000	57,000
		0	0	29,000	28,500

未申告の方は、当該年齢の月額利用者負担額最高額とさせていただきます。

◆問い合わせ◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 0428 - 85 - 2611

●町内保育園のご案内

保育園名	古里保育園	氷川保育園
住 所	小丹波 528 番地	氷川 1416 番地
電 話	85 - 2328	83 - 2266
F A X	85 - 2358	83 - 3106
定 員	70 名	70 名
開所時間	7:15 ~ 18:15	7:30 ~ 18:30

※0歳児保育については、生後6ヶ月経過後の最初の月の初日からの入所となります。

保育園における1日の主な保育内容

	0. 1. 2 歳児		3. 4. 5 歳児
午前	登園(視診・持ち物整理・連絡帳の確認・排泄・遊び・体操・うがい)→朝のあいさつ→出欠しらべ→おやつ→散歩・遊び・体操・お絵かき・粘土遊び・リズム・絵本→排泄	午前	登園(視診・持ち物整理・排泄)→自由遊び→体操→出欠しらべ→各年齢にあったカリキュラムによる保育→室内整理→給食準備→排泄
	給 食		給 食
午後	お昼寝準備・排泄→着替え・お昼寝→目覚め・排泄・着替え→おやつ→遊び・紙芝居→降園準備・排泄→持ち物整理→降園	午後	給食片付け・排泄・うがい→休息(絵本やお話を聞く)→自由遊び→片付け・室内整理→排泄・手洗い→おやつ・うがい→お話し・紙芝居→降園準備→降園

*保育園、または年齢によって異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。

古里・氷川保育園の主な年間行事予定

	古里保育園	氷川保育園		古里保育園	氷川保育園
4月	入園式 何でも相談 小丹波お祭り お茶会 クッキングの日 園児健康診断	入園を祝う会 花まつり 体操教室 琴清苑誕生会 園児健康診断	10月	運動会 何でも相談 ハロウィンパーティー お散歩遠足 ふれあい祭り クッキングの日 園児健康診断	運動会 ふれあいスポーツ大会 体操教室 琴清苑誕生会 ふれあい祭り ハロウィンパーティー
5月	野菜植え 参加保育、個人面談 クッキングの日 どろんこ遊び 和太鼓教室 親子遠足	保育参観 体操教室 琴清苑誕生会 ひかワン探検隊(春) 親子遠足	11月	球根植え 何でも相談 文化を感じる日 おもいほり遠足 歯科検診	感謝祭 クッキングの日 体操教室 琴清苑誕生会 園児健診 ひかワン探検隊(秋) 乳児健康観察 保育参観
6月	クラス別懇談会 歯科検診 何でも相談 水遊び、どろんこ遊び クッキングの日 お散歩遠足 ありがとうの日	個人面談 歯科検診 体操教室 琴清苑誕生会 乳児健康観察 保育参観	12月	何でも相談 お遊戯会 クリスマス会 お楽しみ給食(バイキング) 餅つき大会	成道会 クリスマス会 体操教室 琴清苑誕生会 もちつき(鏡餅作り)
7月	お買い物ごっこ 何でも相談 七夕・夕涼み会 収穫祭 お芋掘り プール開き	プール開き 七夕さま プール教室 琴清苑誕生会 ひかワン探検隊(夏)	1月	何でも相談 親子レクリエーション お茶会 クッキングの日(七草がゆ) ドンド焼	お囃子体験 体操教室 琴清苑誕生会
8月	観音様縁日 プール遊び	寿楽荘盆踊り プール遊び 夏まつり	2月	節分会 何でも相談 保育参観日、懇談会 クッキングの日(リクエストメニュー) お茶会 職員劇団「古里っこ」 仲よし大冒険(おたのしみ会) 交通安全教室	まめまき 体操教室 琴清苑誕生会 ひかワン探検隊(冬)
9月	引渡し訓練 何でも相談 クッキングの日 (お月見だんご) プール納め 敬老会	体操教室 琴清苑誕生会 敬老祭 引き渡し訓練	3月	一日入園 おひな祭り会 古里っこマラソン大会 お買い物ごっこ お茶会 卒園式 園児健康診断	生活発表会 体操教室 お別れ遠足 お別れバイキング 琴清苑誕生会 卒園式

* 保育園における主な年間行事予定の一例です。その他にもお誕生会や楽しい行事を予定しています。

年度によって変更することもありますので詳しくは、各園にお問い合わせください。

☆古里保育園：毎月外部講師による指導(プレールーム・英語で遊ぼう(年長児))・古里っこスポーツ(全園児対象)

☆氷川保育園：毎月子育て相談を実施

学童保育会 ― 町

●目的

学童保育会は、保護者のお勤めなどにより、放課後家庭において適切な監護を受けられない児童を保護者に代わって保育することを目的としています。

学童保育会では、児童の自主性に重きをおき、適切な遊び及び生活の場を提供し、指導員は児童の安全に助力を図ることを職務としています。

入所要件は、放課後帰宅しても保護者が就労または疾病等により適切な監護が受けられない児童で集団行動が可能な児童です。

また、一般の「学習塾」的な施設とは異なりますので、児童に対しての学習指導は行いません。

●定員等

	古里学童保育会	氷川学童保育会
住 所 電 話 / FAX	小丹波 75 番地 (古里小学校内) 85 - 1552	氷川 278 番地 (氷川小学校内) 83 - 2765
対象児童(原則)	小学校 1～6 年生	小学校 1～6 年生
定 員	45 人	40 人
指 導 員	6 人予定	6 人予定

●開 会 日

下記の閉会日を除く全日

●閉 会 日

- (1) 日曜日・祝祭日
- (2) 12月29日から1月3日
- (3) インフルエンザ等による学校(学校・学級)閉鎖日
- (4) 不測の事態(台風、雪等)により学校が休校の日
- (5) その他(保育を必要とする児童のいない日等)

*学校振替日(運動会等の振替日)は、開会します。

●開会時間

平日…児童の下校時～午後6時30分

長期休暇(春・夏・冬休み)…午前8時30分(申請により8時00分)～午後6時30分

*児童が全員帰宅した時点で閉会とします。

●保護者負担金

月額 3,000 円（おやつ代 2,000 円は別）

（原則として休会届、退会届を提出していない場合は、負担金、おやつ代を徴収します。）

●児童がお休みする時

必ず保護者が指導員まで連絡してください。

●児童が入会する時

入会希望月の前月 20 日まで（土日、祝日の場合は、前日または前々日の開庁日）に、学童保育入会申請書を提出してください。

●児童が休会、退会する時

休会（1 か月以上連続してお休みをする場合）、退会する 1 週間前には、「休会届」「退会届」を記入して必ず保護者が子ども家庭支援センターまで届け出てください。用紙は、学童保育会、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、役場住民課総合窓口に置いてあります。

●持参するもの

- (1) 置き傘
- (2) 食器（プラスチック製コップ・スプーン）
- (3) 学用品
- (4) 着替え・タオル（名前を記入）

●その他

- (1) 給食がない日には児童にお弁当を持たせてください。
- (2) クリスマス等の催しをおこなう場合に、別途実費をいただくことがあります。
- (3) 保育終了時間には原則として保護者が迎えにきてください。
迎えに来られない場合は、保護者から学童保育会へ必ずご連絡ください。その場合は、児童は 1 人で帰宅することになりますので十分注意するよう指導してください。（ファミリー・サポート・センターを利用することをお勧めします。）
- (4) 学童保育会への行き、帰りにおける事故については学童保育会では、一切責任を負いません。（塾等への行き帰りも含みます。）

●提出書類

学童保育会入会申請書、児童健康調査表、児童の保険証の写、児童のマル子医療証の写

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

ファミリー・サポート・センター事業 ― 町

子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育てを手伝ってくださる方(協力会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする事業です。

●活動内容

1. 保育施設までの送迎。
2. 保育施設の保育開始前や終了後の預かり。
3. 学校の放課後または学童保育終了後の預かり。
4. 保護者等の病気や急用等の場合の預かり。
5. 冠婚葬祭や子供の学校行事の際の預かり。
6. その他、育児を支援するための保育サポート。
7. 保護者が宿泊を伴う仕事(出張等)時の預かり。(条件あり)

●会員の種類・資格

利用会員 (子育ての手助けが必要な方)

町内に在住・在勤する概ね生後6か月から小学6年生までの子どもを持つ保護者

協力会員 (子育ての手助けができる方)

町内に在住する心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方

両方会員

利用会員と協力会員の両方を兼ねてできる方

●その他

- 原則として協力会員の自宅または公共施設で預かります。但し宿泊を伴う場合は、協力会員の自宅で預かります。
- 援助を依頼したい日の3日前(土・日・祝日を除く)までに電話をしてください。
- センターは活動できる協力会員を紹介します。
- キャンセルする場合は前日までにご連絡ください。当日キャンセルは、50%のキャンセル料がかかります。連絡なくキャンセルされた場合は100%のキャンセル料がかかります。



活動日	活動時間帯	報酬額 (子ども1人の場合)
平日 (月曜日から金曜日まで)	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 700円
	上記以外の時間で宿泊を伴わない	1時間あたり 900円
	宿泊は午後7時から午前7時まで(原則1泊まで)	1泊 5,400円
土曜日、日曜日、祝日	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 900円
	上記以外の時間で宿泊を伴わない	1時間あたり 1,100円
	宿泊は午後7時から午前7時まで(原則1泊まで)	1泊 6,600円

備考

- 1 援助活動時間が、1時間に満たない場合でも1時間の報酬となります。
- 2 援助活動時間が、1時間を超えた場合は30分毎に上記の金額の半額が加算されます。
- 3 兄弟姉妹を預ける場合は、2人目から半額とします。
- 4 援助活動に必要な公共交通機関の交通費等については、利用会員が実費を支払います。
- 5 食事・おやつ・オムツ・チャイルドシート等は原則として利用会員が用意します。

●研修

年5回程度の研修を予定しています。

◆受付の窓口◆ ファミリー・サポート・センター
(子ども家庭支援センター内)

電話 85 - 2611

病後児預かり事業 ― 町

病気の回復期にある児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。ご利用になるためには、事前にユーザー会員、サポート会員の登録が必要です。

●どんな時に預かってくれるの

- (1) 病気の回復期で、入院の必要はないが、大事をとってもう少し学校等は休ませたいが、もう仕事は休めない時
- (2) 冠婚葬祭があるけど、熱が下がったばかりの子は連れて行けない時など

●対 象

ユーザー会員：町内に在住する原則満1歳以上から小学校6年生までの児童の保護者

サポート会員：町内に在住する心身ともに健康な20歳以上の方

●預かる場所

奥多摩病院敷地内の施設でサポート会員がユーザー会員の子どもを預かります。

●利用できる時間

平日の午前8:30から午後5:00です。

●費用負担

ユーザー会員は、病後児1人1時間当たり1,200円をサポート会員へ支払います。

●費用助成

ユーザー会員がサポート会員へ支払った額の3/4の額を申請により助成します。

●会員の研修予定

ファミサポの研修と同時開催します。P30を参照ください。



●対象となる子どもの病名等

対象となる病名	状 況
インフルエンザ	解熱後2～3日を経過し主症状が軽減している
麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過しているが、集団保育に不安がある
風疹（三日はしか）	解熱し、発疹が消失している（発疹出現後3日程度、色素沈着はない）
水痘（水ぼうそう）	解熱し、発疹が痂皮化（かさぶた）している（発疹出現から7日前後）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	解熱し耳下腺の腫大がほぼ消失している（食事摂取が可能）
突発性発疹	診断がついていて、解熱している
ヘルパンギーナ（喉・夏風邪）	診断がついている。解熱して食事が摂取可能である
手足口病	診断がついている。解熱して食事が摂取可能である
ウイルス性 嘔吐・下痢症	診断がついている。発熱・嘔吐がなく、下痢が回復傾向にある
咽頭性結膜熱（プール熱）	解熱後2日を経過し、眼脂・流涙がほぼ消失している
流行性血性結膜炎	眼脂・流涙がほぼ消失している
溶連菌感染症	抗菌薬内服し24時間経過し体温が38℃以下である
とびひ	発熱がなく、一般状態が悪くない
百日咳	レプリゼが減少傾向になっていること。治療効果があるとされる最低5日間の投与がされている
外科的疾患・外傷（けが等）	症状は安定しているが、一般保育所等での保育が困難な場合
その他の感染症	急性期を過ぎ主治医が感染の恐れがないと認めた場合
熱	体温が38℃以下
食欲	半分程度は、摂取できている
消化器症状	強い腹痛がなく、嘔吐もほほない。激しい下痢もない

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター

電話 85 - 2611

4 貸付・給付制度 ●●●

母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付 ― 都

●対象

貸付が自立につながると判断され、償還（返済）の計画を立てることができる方が対象となります。

母子及び父子福祉資金：都内に6か月以上お住まいの母子家庭等で、20歳未満のお子さんを扶養している方への貸付金

女性福祉資金：都内に6か月以上お住まいで、以下に該当する配偶者のいない女性への貸付金

- 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方。（所得制限なし）
- 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方。（年間所得が203万6千円以下）で、次のいずれかに該当する方。
 - ①かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある方
 - ②婚姻歴のある40歳以上の方

●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金（母子・父子のみ）

●条件

原則、連帯保証人が必要です。子に係る貸付以外、保証人なしの場合は有利子となります。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 ― 国

●対象

20歳未満の子を扶養する母子家庭の母等で児童扶養手当を受けている方、もしくは同等の所得水準の方

①自立支援教育訓練給付金（必要経費の60%を給付）

母子家庭の母等が適職につながるために受講する講座の受講料の一部を支給します。

②高等職業訓練促進給付金（非課税世帯100,000円/月、課税世帯70,500円/月）

母子家庭の母等が資格取得のために1年以上養成機関で修学する場合の生活費を支援します。この給付金活用者には、要件が満たされれば返済が免除となる、入学準備（50万円）就職準備（20万円）の貸付制度があります。

※通信及びオンライン講習、6か月以上のIT関連も対象となります。

③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親及び20歳未満の児童が高卒認定試験の合格を目指す場合に、民間事業所等が実施する対象講座の受講にかかる費用の一部を支給します。

母子・父子自立支援プログラム策定事業 — 都

児童扶養手当受給者等を対象として、個々のニーズに応じた子育て・生活支援・就業支援メニューを組み合わせたプランを策定し、安定した就労と自立を目指します。

住宅支援資金貸付 — 都

児童扶養手当受給者等で、母子・父子自立支援プログラム策定を受け自立を目指している方の住居借り上げに必要となる資金を貸し付けます。月4万円以内を最高12か月受けられ、無利子で保証人不要です。また、要件により返済が免除となる場合があります。

養育費確保支援事業 — 都

養育費を得るために必要な経費の一部を助成します。
申請に必要な書類は、こちらのサイトをご確認ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hitorioya_shien/youikuhikakuho.html



●相談及び申込み方法（事前相談が必要です）

貸付・給付の詳細い内容については、下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 西多摩福祉事務所（ひとり親担当）

直通電話 22 - 1168

ひとり親家庭向けポータルサイトもご覧ください。

■シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビ TOKYO

<https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>
スマートフォン、PC から閲覧いただけます。



生活福祉資金の貸付 — 都社会福祉協議会

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

①福祉資金の貸付

日常生活には困っていないが、具体的な利用目的のある、まとまった資金に対しての貸付（出産・葬祭に必要な経費、住居の移転等に必要な経費、住宅の増改築・補修等に必要な経費など）を行います。

②教育支援資金の貸付

日常生活には困っていないが、就学のためにまとまった資金を必要としている世帯に対しての貸付（授業料、入学金）を行います。

③緊急小口資金の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった所得の少ない世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に小口資金の貸付を行います。

※申し込みに際しては、対象要件などがあります。

④総合支援資金の貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

●貸付の相談及び申込み方法

詳しい内容等については、下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 社会福祉協議会

電話 83 - 3855 FAX 83 - 2567

受験生チャレンジ支援貸付事業 — 都

一定所得以下の世帯に対して、学習塾等の費用や高校や大学などの受験料の貸付を行います。一定の条件を満たすと返済が免除されます。

※申し込みに際しては、対象要件などがあります。

●貸付の相談及び申し込み方法

詳しい内容等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 社会福祉協議会

電話 83 - 3855 FAX 83 - 2567

育英資金の貸付

町内に3年以上居住している方の子どもで、同種の学資金を他から受けていない方。また2年以上居住している方で本会が特に認めた方を対象に、高等学校等・大学等の入学金および奨学金を無利子で貸付します。

*詳しい内容等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 一般財団法人 奥多摩木村奨学会

電話 85 - 1484 FAX 85 - 1619



身体障害者手帳の交付 — 都

身体障害者(児)が、様々なサービスを受けるために必要な手帳(あずき色)を交付します。

●内 容

手帳の等級は、障害の程度に応じて1級(重)～6級(軽)まであります。

●条 件

身体(視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓等)に障害があり、身体障害者福祉法の規定する医師(指定医)の診断により、該当すると認められた方が対象です。

●手続きに必要なもの

①申請書 ②診断書・意見書(所定のもの) ③写真1枚(たて4cm×よこ3cm) ④本人確認書類及びマイナンバー確認書類

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 障害福祉担当 電話 83-2777 FAX 83-2833

愛の手帳(療育手帳)の交付 — 都

知的障害者(児)が、様々なサービスを受けるために必要な手帳(オレンジ色)を交付します。

●内 容

手帳の度数は、障害の程度に応じて1度(最重)～4度(軽)まであります。

●条 件

知的障害者(児)で、東京都愛の手帳交付要綱判定基準に該当すると認められた方が対象です。

●手続きに必要なもの

①申請書 ②写真1枚(たて4cm×よこ3cm) ③母子手帳等 ④本人確認書類及びマイナンバー確認書類

※ 事前にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆

<18歳未満の方>

東京都立川児童相談所

電話 042-523-1321 FAX 042-526-0150

<18歳以上の方>

東京都心身障害者福祉センター

電話 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295

障害者地域活動支援センター かもんみーる

障害者（児）の方に対し、創作活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を供与することで障害者の地域生活支援の促進を図ります。

●内 容

パン・クッキー等の生産活動、及び福祉会館及び子ども家庭支援センター内のカフェにおいて、接客、販売等を行います。また、色々なレクリエーションや相談事業を行います。利用時間は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までです。

※年末年始、祝・祭日は休業となります。

※利用料は無料です。

●条 件

身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方。また、手帳の交付を受けていなくても、精神疾患等があり就労が困難で日中活動の場を必要とする方。

●手続きに必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者福祉手帳また精神疾患が確認できる書類。

◆受付の窓口◆

保健福祉センター 障害福祉担当

電話 83 - 2777 FAX 83 - 2833

障害者地域活動支援センターかもんみーる

電話・FAX 85 - 8277

移動支援事業 一 町

障害者（児）に、移動に関するサービスを支援します。

●内 容

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援するためにガイドヘルパーを派遣し、自立生活や社会参加を支援します。

原則として、1日の範囲内で用務を終わるものに限りです。

利用者負担は原則として1割です。ただし、所得等に応じて一定の月額負担上限を定めてあります。

<移動支援事業の流れ>

- ①保健福祉センターに相談・申請をします。
- ②サービスの支給量等が決定され、ガイドヘルパー派遣決定通知書が送られます。
- ③サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する調整をします。
- ④原則として利用者負担（1割）を支払います。

●条 件

身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けており、単独での外出が困難であると認められた方が対象です。ただし、通院介助等の外出は対象外です。

障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、重度障害等包括支援との併用はできません。

※ 派遣時間は、原則として1か月につき20時間以内とします。

●手続きに必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳等

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター障害福祉担当 電話 83 - 2777 FAX 83 - 2833

障害児通所支援事業 — 国・都・町

障害のあるお子さんの健やかな成長、発達を支援します。

●内 容

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援

・利用については事前に保健福祉センターまでご連絡ください。

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター障害福祉担当 電話 83 - 2777 FAX 83 - 2833



子ども家庭支援センター きこりん

●子どもの虐待通告の窓口

●子どもと家庭の総合相談

子どものこと、子育てのこと、学校のこと、なんでもお気軽にご相談ください。相談員が随時お受けします。また、他の機関と連携を取りながらの相談も行っていますので安心してご利用ください。

●育児支援家庭訪問事業

養育困難な家庭に対し訪問や援助活動を実施します。

●心理・発達相談

臨床心理士による「相談」を行っています。0歳～18歳未満のお子さんの発達や心理相談等あらゆる相談に応じます。

お気軽にご相談ください。(子ども本人や、子育て中の家族が対象です)

場 所：子ども家庭支援センター(きこりん・1階多目的室)

日 時：第1・第3木曜日 第4金曜日 10:30～15:30

日時は変更する場合がありますので必ず子ども家庭支援センターに予約をしてからご利用ください。

●子育て情報の提供

子育てに関する情報を提供します。保護者同士の交流の場や子どもの遊び場としてもご利用いただけます。

●子育てサロン・あそびの広場

・きこりんふれあい祭(仮)

日 時：10月下旬または11月下旬の1日

対 象：どなたでも

参加費：無料

●ママヨガ

年間を通して実施されます。(参加費なし)

対 象：小学生以下のお子さんを子育て中のママ

場 所：文化会館

日 時：6/2・7/7・8/4・9/1・10/6・11/7 10:00～11:30

託 児：生後6か月～ 開催日の3日前までに申し込みが必要

●ぴよぴよ☆ひろば

・ベビーマッサージ

事前の申し込みが必要になります。(参加費なし)

対 象：3 か月～2 歳未満のお子さんと保護者

場 所：子ども家庭支援センター

日 時：6/19 (月)・7/14 (金)・8/21 (月)・9/22 (金)・10/16 (月)・11/10 (金)
10:30～12:00

●キッズ・リトミック

年間を通して実施されます。事前の申し込みが必要になります。(参加費なし)

対 象：生後6か月以上の未就学児と保護者

場 所：文化会館

日 時：6/8 (木)・7/25 (火)・9/7 (木)・10/3 (火) 15:00～15:45

●絵本といっしょ

乳幼児向けの絵本の紹介や読み聞かせをします。

対 象：どなたでも参加できます。

場 所：子ども家庭支援センター

日 時：4/10・5/8・6/12・7/10・8/14・9/11・11/13・12/11・3/11 (平日第2月曜日)
11:00～11:40

●子育てグループ(ちびっこ・ぐーちょき・ぱー)の育成と支援

子ども同士、親同士が交流し、子育ての悩みを話し合ったり情報交換ができる環境づくりを進めています。

会 員：未就学児と保護者

活動場所：子ども家庭支援センター(きこりん2階キッズ・プレイルーム)

日 時：不定期開催

●その他

子ども家庭支援センターの事業については、都合により開催日、場所、内容等を変更する場合があります。

◆受付の窓口◆ 子ども家庭支援センター

電話 85 - 2611

社会福祉協議会の福祉サービス

社会福祉協議会で行っている福祉サービスです。

●内 容

1 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、ご本人との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かりサービス等の支援を実施しています。

〈 こんなときにご利用ください 〉

福祉サービスを利用したいけれど、手続きがわからない

福祉サービス利用料、公共料金、家賃等の支払手続きができない

通帳や土地の権利書等の重要な書類の保管が心配である

2 福祉機器等貸出事業

①介護機器貸出

奥多摩町に在住し、一時的に介護機器

（車いす、介護用ベッド、ポータブルトイレ、エアーマット）を必要とする方に対して6か月を限度として無料で貸し出しを行います。

貸し出し機器の運搬は職員が行います。

②福祉車両貸出

奥多摩町に在住し、車いすを利用している方、一般乗用車に乗用困難な方に対して、福祉車両（車いす仕様車）を、1日を限度として無料で貸し出しを行います。

3 有償家事援助サービス

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、サービス提供会員が、掃除・洗濯・食事作り・買い物・ゴミ出し等、日常生活に必要な家事援助を行います。

※詳しい内容等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 社会福祉協議会

電話 83 - 3855 FAX 83 - 2567

JR 通勤定期乗車券の割引 一 都

児童扶養手当受給者または、その方と同一の世帯員で、通勤定期券を必要とするすべての方が対象です。子ども家庭支援センターで、「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受け、JRの窓口にて定期乗車券購入申込書に記入し、購入してください。

●内 容

普通定期運賃の3割引で購入できます。

●手続きに必要なもの

児童扶養手当証書、定期を購入する方の証明写真（直近6か月以内に撮影した、たて4cm×よこ3cm、正面脱帽で上半身のもの）、印鑑

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

都営交通の無料パス — 都

児童扶養手当を受けている世帯の方で、1世帯1名に限り対象となります。

●内 容

都営交通（都電・都営バス・都営地下鉄）の無料パスが交付されます。

●手続きに必要なもの

①児童扶養手当証書

※即日発行はできませんので、事前に下記受付窓口までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 福祉保健課 子育て推進係

電話 85 - 2611

上下水道料金の免除 ― 都

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者が水道料金の契約者であれば、水道料金は基本料金と1か月10m³までの使用料が、下水道料金は、1か月8m³までの使用料が免除になります。詳しくは、下記受付の窓口にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 042 - 548 - 5110

東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」

東京都の市町村が共同で実施する共済制度で、皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった場合、その会費から見舞金をお支払する制度です。

●加入資格

共済期間の開始日に奥多摩町に住民登録のある方。

●会 費 (1人1口に限り)

Aコース 年額1,000円(見舞金最高300万円)

Bコース 年額500円(見舞金最高150万円)

※中学生以下の方は町が会費のうち500円を負担しますので、Aコースは500円で、Bコースは無料で加入できます。

●加入方法

役場住民課総合窓口または古里出張所にて申込みをしてください。

●共済期間

2023年4月1日から2024年3月31日

(2023年4月1日以降に加入の場合は、加入申込日の翌日から2024年3月31日まで)

◆受付の窓口◆ 住民課 交通災害共済担当 直通電話 83 - 2182

幼稚園補助金

制度名	奥多摩町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（東京都・町からの補助金）				
部署名	教育委員会 教育課 学務担当				
対象者	奥多摩町に住んでいる満3歳児から5歳児（平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれ）のお子さんを令和5年4月以降私立幼稚園等に通わせており、かつ保育料を納入していること。				
補助額	第1子	3,800円～8,200円（月額）			
	第2子以降	3,800円～8,200円（月額）			
支給方法	年2回、保護者名義の金融機関の口座に振り込みます。 振込時期：前期分（4月～9月）…10月中旬 後期分（10月～3月）…4月中旬				
支給期間	私立幼稚園等に通わせており、保育料を納入している期間				
所得制限	補助額は下記のとおり、世帯の区市町村民税所得割額及び区市町村民税の課税状況の有無によって決定します。（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、合計額）				
	区分	基準額（上限額）	補助限度額（月額）		
			第1子	第2子	第3子以降
	1	生活保護世帯	8,200円	8,200円	8,200円
	2	町民税所得割 非課税世帯	5,200円		
	3	町民税所得割が77,100円以下の世帯	3,800円	3,800円	
		うち 要保護世帯等（ひとり親等）	5,200円	8,200円	
	4	町民税所得割が211,200円以下の世帯	3,800円	3,800円	7,600円
5	町民税所得割が256,300円以下の世帯	7,000円			
	上記区分以外の世帯	3,800円			
<p>※ 第2子以降は、小学校3年生までの兄・姉を有する幼児のみ。 ただし、区分1から区分3に該当する世帯は、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉を有する幼児。</p> <p>※ 補助金額は、保護者が実際に負担された入園料、保育料を上限として支給します。</p> <p>※ 年度途中で入退園、または転出入した場合は、在園、在住（町）月数が支給対象となります。</p>					
提出書類	・私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付申請書 ＊（令和5年1月2日以降奥多摩町に転入された方は、前住所地の区市町村民税の課税証明書または、納税通知書の写しを提出してください。）				

◆受付の窓口◆ 教育委員会 教育課学務担当
直通電話 83 - 2246 FAX 83 - 2555

教育補助

●児童・生徒就学援助費補助

就学援助への認定を受けた家庭に、就学援助費のうち、入学に必要な「新入学用品費」について、入学前の3月に支給します。経済的理由で町立小・中学校の児童・生徒の就学費用にお困りの家庭に援助します。詳細は次のとおりです。

制 度 名	奥多摩町就学援助費補助事業
部 署 名	教育委員会 教育課 学務担当
対 象 者	町内に住所を有し、かつ公立学校に就学している学齢児童・学齢生徒で次のいずれかに該当する者。 1. 保護者の町民税が非課税または減額・免除を受けている家庭 2. 国民年金または事業税、固定資産税を減額・免除を受けている家庭 3. 生活福祉金の貸付を受けている家庭 4. 保護者の職業が不安定で生活にお困りの家庭 5. その他、特別な事情で、生活にお困りの家庭
援助費の種類	1. 学用品費 2. 新入学用品費 3. 学校給食費 4. 校外活動費 5. 修学旅行費 6. クラブ活動費 7. PTA 会費
援助を受けられる収入の目安	世帯の収入の目安は、生活保護基準額表(3級地—1)に規定されている基準額「月額」(第1類・第2類・教育扶助)を加えた額に12か月を乗じ、1.5倍をした額未満の世帯の児童・生徒であること。
申請方法	年度当初に学校を通じて全ての世帯に申請書を配布します。
支給方法	年3回(各学期末)、保護者から依頼のあった金融機関への口座振替により支給。
支給期間	教育委員会が指定した日までに申請した場合は、4月1日からとし、それ以降は、申請書が出された日の属する月の初日からとする。
提出書類	・就学援助費申請書、就学援助費口座振込依頼書、収入証明書等 * (令和5年1月2日以降奥多摩町に転入された方は、前住所地の区市町村民税の課税証明書または、納税通知書の写しを提出してください。)

●遠距離通学費補助事業

町立小・中学校に通学している児童・生徒のうち、通学距離がおおむね2キロ以上の児童および3キロ以上の生徒を対象に、バス・電車の定期券代を全額補助します。

◆受付の窓口◆ 教育委員会 教育課学務担当

直通電話 83 - 2246 FAX 83 - 2555

教育支援センター「せせらぎ学級」

奥多摩町立小・中学校に在籍し、原則として長期に欠席している本人並びに保護者が希望している児童・生徒のための教室です。

児童・生徒の皆さんが通っている学校に元気に登校し早く学校生活になじむことができるように、下記の内容で支援をします。

●支援内容

- ・教育相談、面接等…共感的な理解に立ち児童生徒の自立を支援します。
- ・学習活動等…児童・生徒と一緒に内容を考えます。該当学年の内容の他、必要に応じて全学年までの学習内容を扱います。
- ・体験的活動、集団活動等…学校と連携して集団活動や体験活動の機会を工夫します。

●利用できる児童・生徒

- ・学校に行けないでいる、もしくは休みがちになる等、学校になじめなくて困っている。
- ・本人または保護者が教育相談を受けている、または受ける予定がある。
- ・本人と保護者が入級を希望し、在籍校の校長からの申請がある。
- ・その他奥多摩町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた児童・生徒

●開室時間・場所・指導者など

- ・開室日…町立学校の授業日に準ずる。
- ・開室時間…午前9時30分から午後3時00分まで（※入室者の状況により時間を設定）
- ・会場…奥多摩町教育相談室（福社会館内2F）
- ・指導者…教育相談室の教職経験相談員、スクールソーシャルワーカー・心理職

●入室手続

- ①入室希望者（保護者・児童・生徒）は、「利用申請書」を在籍校校長を通して教育委員会に提出する。
※利用申請書の用紙は学校、教育相談室、教育委員会などで入手する。
※未だ教育相談を受けていない方は、申込書提出時に、教育相談室に教育相談の申し込みをする。
- ②教育委員会から「利用承認決定通知書」が、入室希望者及び在籍校の校長に届く。
- ③本人及び保護者の方と教育相談を行い、開室曜日、開室時間、開室場所、内容等について計画する。
- ④計画に従い、適応指導を始める。

◆受付の窓口◆ 教育委員会 教育課学務担当
教育相談室

直通電話 83 - 2246
直通電話 83 - 2340

移住・定住応援補助金等

次代を担う若者等の定住を応援するため、定住を目的とした住宅の新築、増築または改築及び改修、既存住宅等の取得をされた方に対して、補助金の交付や金融機関などからの資金借入に対する利子補給を行います。

●対象者

下記のいずれかの要件を満たし、住宅の新築、増築又は改築及び改修、既存住宅等の取得をされた方。(事業費 10 万円以上) ※事業実施後、1 年以内のもの

- ・45 歳以下の夫婦(世帯主が 46 歳の誕生日を迎える前日まで)
- ・子ども(満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方)がいる世帯
- ・35 歳以下の単身者(36 歳の誕生日を迎える前日まで)

●補助額

住宅の新築、改築、増築、リフォーム、購入(事業費 10 万円以上) 事業費の 1/2 以内(限度額 200 万円、町内業者および地場産材利用の場合は各々 10 万円奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せ)

●利子補給

金融機関からの融資の金額が 400 万円以上であり、償還期間が 10 年以上であること。(限度額は年 30 万円、町内金融機関の利用で最大限度額 33 万円を 36 ヶ月分補給)

●[フラット 35] 地域連携型

子育て支援について、積極的な取組を行う奥多摩町と住宅金融支援機構が連携し、移住・定住応援補助金の支援とあわせて、[フラット 35] の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

●その他

必要書類、手続き等については下記までお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 若者定住推進課

直通電話 83 - 2310

生活保護

生活保護とは、暮しに困っている人に対して、生活費などを援助し、自立して生活ができるように援助する制度です。福祉保健課ではこうした人から相談、申請を受け付けています。申請後は東京都西多摩福祉事務所にて、その世帯の最低生活費を生活保護基準に基づき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費を支給します。

●生活保護の基本的要件

生活保護は、次のような努力をしてもなお暮らしに困る場合が対象となり、調査のうえ適用の可否が判定されます。

- ①働くことができる人はその能力に応じて働いてください。
- ②預貯金や土地・家屋、生命保険の解約金等活用できるものは、すべて生活費に充ててください。自動車の保有も同様です。
- ③親、兄弟姉妹、子供などの扶養義務者に相談し、扶養援助を求めてください。
- ④年金、手当てなどの他の法律（制度）で活用できるものは、全て受けてください。

●生活保護者の受けられる制度

生活保護は8つの扶助に分かれており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが支給されます。

- 1 生活扶助 2 教育扶助 3 住宅扶助 4 医療扶助 5 介護扶助 6 出産扶助 7 失業扶助 8 葬祭扶助

●減免・免除されるもの

	減免・免除の内容	問い合わせ窓口
1. NHKの受信料	放送受信料全額	東京都西多摩福祉事務所 電話 22 - 1165
2. 上下水道料金	内容についてはお問い合わせください。	東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 042 - 548 - 5110
3. 都営交通の無料	無料乗車券 (一世帯に1人のみ)	福祉保健課福祉担当 電話 83 - 2777
4. 一般廃棄物手数料	ごみ袋を現物支給	環境整備課 電話 83 - 2367

◆受付の窓口◆ 保健福祉センター 福祉係

直通電話 83 - 2777

くらしの相談

就労の支援や、子どもの学習支援、家計の相談支援などくらしの相談を気軽にできる事業を行っています。

●くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

日 時：毎週火曜日（年末年始・祝日を除く）午後1時30分～午後3時30分

会 場：毎月第1・3・5火曜日・・・福祉会館

毎月第2・4火曜日・・・文化会館

●学びの広場（ちえの輪）

子どもたちが安心して集まれる居場所を提供しながら、小・中学校の宿題を中心とした学習会を行っています。進路相談や勉強方法、計画の立て方なども応援します。

随時、見学・体験参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

日 時：毎週火曜日（年末年始・祝日を除く）午後3時00分～午後5時00分

会 場：氷川小学校（家庭科室）

古里小学校（プール棟会議室）

対 象：小学1年生～中学3年生（中学校卒業～18歳の方はご相談ください。）

※会場は変更となる場合があります。

◆相談の窓口◆ 西多摩くらしの相談センター

直通電話 0428 - 25 - 3501



相談事業—子ども、ひとり親家庭、女性相談

相談名	相談内容	相談日	時間	相談場所	相談員	電話
子どもと家庭の相談	0～18歳未満の子どもとその家庭に関する相談に応じます。	月～金曜日 (祝・祭日を除く)	午前8時30分 ～ 午後5時15分	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援相談員	85 - 1788
		第1・3木曜日 及び 第2・4金曜日	午前10時30分 ～ 午後3時30分		臨床心理士	
児童相談	児童の養育、しつけ、身体や精神の障害、非行、いじめ、虐待などについての相談に応じます。	月～金曜日	午前9時～ 午後5時	立川児童相談所	児童福祉司・医師	042 - 523 - 1321
		3 6 5 日	24 時間			全国共通 ダイヤル 189
学校生活に関する相談	学校に行きたくない、勉強についていけない	月～金曜日 (祝・祭日を除く)	午前9時 ～午後4時	教育相談室	教育相談員	83 - 2340
健康・育児・栄養相談	健康・育児・栄養に関する個別の相談に応じます。 また、血圧・体脂肪率の測定、乳幼児の身長・体重の計測も行っています。	月～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時15分	保健福祉センター (子育て世代包括支援センター)	保健師 管理栄養士	83 - 2777
女性相談	配偶者からの暴力、離婚等の問題、対人関係、性、こころの悩みなど女性のかかえているさまざまな問題について相談に応じます。	月～金曜日	午前9時 ～午後4時	東京都女性相談センター 多摩支所	婦人相談員	電話相談 042 - 522 - 4232
D V 相談	配偶者からの暴力の相談に応じます。	月～金曜日	午前8時30分 ～ 午後5時15分	保健福祉センター	保健師	83 - 2777

(1) 児童母子関係施設

	名 称	住 所	電 話
支子 援ど セも ンタ家 ー庭	子ども家庭支援センター	小丹波108	85-2611
	ファミリー・サポート・センター	小丹波108	85-2611
セン包 ター育 ー支て 援世 代	子育て世代包括支援センター （保健福祉センター内）	氷川1,111	83-2777
私立 認可 保育 園	古 里 保 育 園	小丹波528	85-2328
	氷 川 保 育 園	氷川1416	83-2266
学 童 保 育 会	古 里 学 童 保 育 会	小丹波75	85-1552
	氷 川 学 童 保 育 会	氷川278	83-2765
町 外 施 設 等	東京都立川児童相談所	立川市柴崎町2-21-19	042-523-1321
	東京都児童相談センター	新宿区北新宿4-6-1	(平日) 03-3366-4152 (夜間・休日緊急連絡) 03-5937-2330

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として暮らしに関するさまざまな相談（高齢者・児童・障害のある方等）に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう子ども家庭支援センターや児童相談所、学校と連携して活動しています。

地域の民生委員・児童委員については、福祉保健課までお問い合わせください。

(3) 相談の窓口

町 関 係

		電 話	F A X
奥多摩町役場	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6	83-2111	83-2344
奥多摩町保健福祉センター (子育て世代包括支援センター)	〒198-0212 奥多摩町氷川1111	83-2777	83-2833
奥多摩町子ども 家庭支援センター	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	85-2611	85-1300
奥多摩町ファミリー・ サポート・センター	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	85-2611	85-1300
社会福祉法人 奥多摩町社会福祉協議会	〒198-0212 奥多摩町氷川199	83-3855	83-2567
一般財団法人奥多摩木村奨学会	〒198-0105 奥多摩町小丹波82	85-1484	85-1619
子育て支援総合窓口	〒198-0105 奥多摩町小丹波108	85-2611	85-1300
子育て支援・定住応援総合窓口	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6	83-2310	83-2344

医療機関

●町内の病院・医療・診療所(保険取扱医療機関)

(令和5年2月1日現在)

医療機関名	所在地	電 話	診療科目・他
奥多摩病院	氷川1111	83 - 2145	内・外・整(予防接種可)
川辺医院	氷川177	83 - 2136	内・外・胃腸・整
双葉会診療所	海沢500	83 - 3454	内(予防接種可)
古里診療所	小丹波82	85 - 8757	内(総合診療)(予防接種可)
古里歯科診療所	小丹波491-4	85 - 2366	歯
たかはし歯科医院	氷川174	83 - 2148	歯(火・金)
峰谷診療所	川野529-1	/	内(隔週金曜午後のみ) 整(毎週火曜午後のみ)
日原診療所	日原768-3		83 - 3550

※診療については、医療機関へお問い合わせください。

●休日・夜間の診療は奥多摩病院へ

奥多摩病院は救急病院に指定されており、休日・夜間も緊急患者については診療しています。

◆受付の窓口◆ 奥多摩病院

直通電話 83 - 2145

★判断に迷われた場合

7119 東京消防庁救急相談センター

つながらない時は… 042 - 521 - 2323

東京都関係等

		電 話	F A X
東京都西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-9375	0428-23-4068
西多摩くらしの相談センター	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-25-3501	0428-25-3502
西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅1-167-15	0428-22-6141	0428-23-3987
東京都心身障害者福祉センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1	03-3235-2946	03-3235-2968
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1	042-573-3311	042-576-5295
東京都立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	042-523-1321	042-526-0150
児童相談所全国共通ダイヤル		189	
東京都女性相談センター 多摩支所	〒190-0023 立川市柴崎町4-11-16	042-522-4232	042-524-1097
青梅年金事務所	〒198-8525 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410	0428-31-2359
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ	03-3268-7171	03-3268-7433
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4	0428-22-3185	0428-21-2444
青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224

2023年度 子ども関係年間予定表

	4月		5月		6月		
1	土		月		木	心理発達相談	1
2	日		火		金	ママヨガ①	2
3	月		水	憲法記念日	土		3
4	火		木	みどりの日	日		4
5	水		金	こどもの日	月		5
6	木	心理発達相談 小・中学校始業式 小学校入学式	土		火		6
7	金	中学校入学式	日		水		7
8	土		月	絵本とっしょ②	木	キッズ・リトミック①	8
9	日		火		金	3～4か月児健診	9
10	月	絵本とっしょ① 中学校・古里小学校給食開始	水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	土		10
11	火		木		日		11
12	水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	金		月	絵本とっしょ③	12
13	木	氷川小学校給食開始	土		火		13
14	金	3～4か月児健診 離乳食相談会	日		水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	14
15	土		月		木	心理発達相談	15
16	日		火		金	すくすく健診	16
17	月		水		土		17
18	火		木	心理発達相談	日		18
19	水		金		月	びよびよ広場 ベビーマッサージ	19
20	木	心理発達相談	土		火		20
21	金		日		水		21
22	土		月		木		22
23	日		火		金	心理発達相談	23
24	月		水		土		24
25	火		木		日		25
26	水	1.6歳・3歳児健診	金	心理発達相談	月		26
27	木		土	中学校体育大会	火		27
28	金	心理発達相談	日		水	1.6歳・3歳児健診	28
29	土	昭和の日	月		木		29
30	日		火		金		30
31			水				31

※都合により開催日、内容等を変更する場合があります。

	7月	8月	9月	
1	土	火	金	ママヨガ④ 小学校始業式
2	日	水	土	
3	月	木	日	心理発達相談
4	火	金	月	ママヨガ③ 小学校給食開始
5	水	土	火	
6	木	日	水	心理発達相談
7	金	月	木	ママヨガ② 心理発達相談 キッズ・リトミック③
8	土	火	金	
9	日	水	土	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談
10	月	木	日	絵本といっしょ④
11	火	金	月	山の日 絵本といっしょ⑥
12	水	土	火	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談
13	木	日	水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談
14	金	月	木	びよびよ広場 ベビーマッサージ 絵本といっしょ⑤
15	土	火	金	
16	日	水	土	
17	月	木	日	海の日 心理発達相談
18	火	金	月	3～4か月児健診 離乳食相談会 敬老の日 古里小学校運動会
19	水	土	火	
20	木	日	水	心理発達相談 小・中学校給食終 中学校終業式
21	金	月	木	小学校終業式 びよびよ広場 ベビーマッサージ 心理発達相談
22	土	火	金	心理発達相談 びよびよ広場 ベビーマッサージ
23	日	水	土	1.6歳・3歳児健診 秋分の日
24	月	木	日	
25	火	金	月	キッズ・リトミック② 心理発達相談
26	水	土	火	
27	木	日	水	
28	金	月	木	心理発達相談
29	土	火	金	中学校始業式・給食開始
30	日	水	土	氷川小学校運動会
31	月	木		

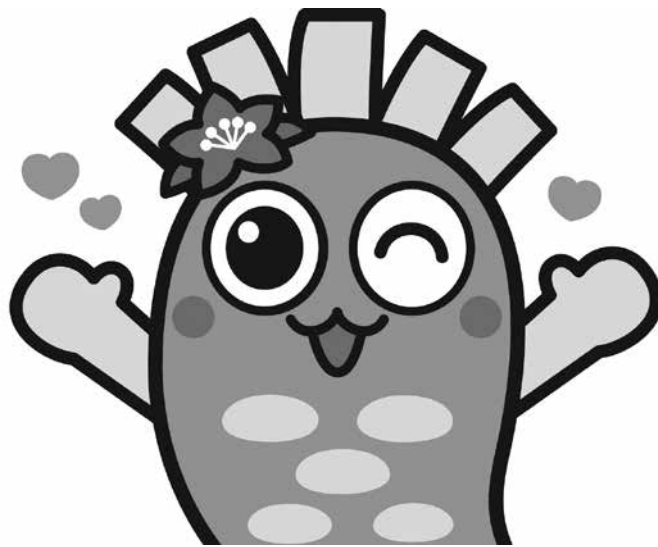
※都合により開催日、内容等を変更する場合があります。

	10月		11月		12月		
1	日		水		金		1
2	月		木	心理発達相談	土		2
3	火	キッズ・リトミック④	金	文化の日	日		3
4	水		土		月		4
5	木	心理発達相談	日		火		5
6	金	ママヨガ⑤	月		水		6
7	土		火	ママヨガ⑥	木	心理発達相談	7
8	日		水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	金	3～4か月児健診 離乳食相談会	8
9	月	スポーツの日	木		土		9
10	火		金	びよびよ広場 ベビーマッサージ	日		10
11	水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	土		月	絵本といっしょ⑧	11
12	木		日		火		12
13	金	3～4か月児健診	月	絵本といっしょ⑦	水	1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	13
14	土		火		木		14
15	日		水		金		15
16	月	びよびよ広場 ベビーマッサージ	木	心理発達相談	土		16
17	火		金		日		17
18	水		土		月		18
19	木	心理発達相談	日		火		19
20	金		月		水	1.6歳・3歳児健診	20
21	土		火		木	心理発達相談 小学校給食終	21
22	日		水		金	心理発達相談 中学校給食終 小・中学校終業式	22
23	月		木	勤労感謝の日	土		23
24	火		金	心理発達相談	日		24
25	水	1.6歳・3歳児健診	土		月		25
26	木		日		火		26
27	金	心理発達相談	月		水		27
28	土		火		木		28
29	日		水		金		29
30	月		木		土		30
31	火				日		31

※都合により開催日、内容等を変更する場合があります。

	1月	2月	3月	
1	月 元旦	木 心理発達相談	金	1
2	火	金	土	2
3	水	土	日	3
4	木 心理発達相談	日	月	4
5	金	月	火	5
6	土	火	水	6
7	日	水	木 心理発達相談	7
8	月 成人の日	木	金	8
9	火 小・中学校始業式 中学校給食開始	金 3～4か月児健診	土	9
10	水 1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談 小学校給食開始	土	日	10
11	木	日 建国記念日	月 絵本といっしょ⑨	11
12	金	月 振替休日	火	12
13	土	火	水 1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	13
14	日	水 1、2、4、5歳児歯科健診 乳幼児歯科相談	木	14
15	月	木 心理発達相談	金	15
16	火	金	土	16
17	水	土	日	17
18	木 心理発達相談	日	月	18
19	金	月	火 中学校卒業式 中学校給食終	19
20	土	火 すくすく健診	水 春分の日	20
21	日	水	木 心理発達相談 小学校給食終	21
22	月	木	金 心理発達相談 小学校修了式	22
23	火	金 天皇誕生日	土	23
24	水	土	日	24
25	木	日	月 小学校卒業式 中学校修了式	25
26	金 心理発達相談	月	火	26
27	土	火	水	27
28	日	水 1.6歳・3歳児健診	木	28
29	月	木	金	29
30	火		土	30
31	火		日	31

※都合により開催日、内容等を変更する場合があります。



■発行日 令和5年3月
■編集・発行 奥多摩町福祉保健課

